

# 要綱・会則・規則等

## ■全国健康福祉祭開催要綱

厚生省発政第22号  
昭和62年10月17日  
一部改正 老発1214 第1号  
27ス庁第212号  
平成27年12月14日

### 1 目的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

### 2 主催等

- 祭典の主催者は、厚生労働省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- 祭典の共催者は、スポーツ庁とする。
- 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

### 3 都道府県実行委員会

- 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

### 4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

### 5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として1週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによることが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

### 6 参加者

祭典の主たる参加者は、60歳以上の者とする。但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

### 7 事業の内容等

- 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント及び健康・福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

#### ① 健康関連イベント

- ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。
- (ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。
- (イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこと。
- (ウ) 高齢者の身体的状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。
- また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

- イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。
- この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるよう配慮するものとする。

- ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

#### ② 福祉・生きがい関連イベント

- ア 高齢者作品展を行う。
- この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。
- イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。
- この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生

## ねんりんピック岐阜2025

きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の交流等の面に配慮するものとする。

## ③ 健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

## 8 祭典の標章

- (1) 祭典のイメージの形成・定着を図るため標章を定める。
- (2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

## 9 参加者の募集・選定

- (1) 厚生労働省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する。
- (2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集・選定を行い、開催地都道府県に通知する。

## 10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

## 11 実施要綱

- (1) 祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省および長寿センターと協議してこれを決定する。
- (2) 開催地都道府県は、実施要綱を決定したときは、遅延なくスポーツ庁に通知するものとする。

## ねんりんピック岐阜2025 実行委員会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、ねんりんピック岐阜2025実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、ねんりんピック岐阜2025を通じて、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ねんりんピック岐阜2025の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第2章 組 織

(組織・役員)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、委員、監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 会長は岐阜県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員、監事は別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県議会議員
- (2) 市町村長
- (3) 市町村議会議長
- (4) 関係機関及び関係団体の役職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 岐阜県職員
- (7) その他会長が特に必要と認めるもの

(役員の職務)

- 第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
  - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第9条第4項に掲げる事項を審議する。
  - 4 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(任期)

- 第6条 会長、副会長、常任委員、委員、監事、顧問及び参与の任期は、実行委員会が解散するまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、常任委員、委員、監事、顧問及び参与が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

### 第3章 会 議

(会議)

- 第7条 実行委員会の会議は会長が召集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 2 実行委員会に、次の会議を置く。
    - (1) 総会
    - (2) 常任委員会
  - 3 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるときは、実行委員会に専門委員会を置くことができる。

(総会)

- 第8条 総会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) ねんりんピック岐阜2025の総合計画に関する事
  - (2) 実行委員会の規約に関する事
  - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (4) 予算及び決算に関する事
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
  - (6) 実行委員会の解散に関する事
  - (7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項に関する事
- 2 総会は会長、副会長、常任委員及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立する。
  - 3 総会の議事は出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 ただし、会議に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人を選任し、表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

- 5 会長は、第1項に掲げる事項のうち緊急やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

- 第9条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 4 常任委員会は次の事項について審議し決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関する事
    - (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関する事
    - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事
  - 5 常任委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
  - 6 前条第2項から第5項までの規定は、常任委員会について準用する。
- (専門委員会)

- 第10条 会長は、専門的事項を調査及び審議するために、本会に専門委員会をおく。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 専決処分

(専決)

- 第11条 会長は、総会、常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会等において報告しなければならない。

### 第5章 会 計

(経費)

- 第12条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

- 第13条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。
- 2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

- 第14条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調

## ねんりんピック岐阜2025

製し、会議に提案する。

(事業年度)

第15条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第16条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。

2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拠出者に返還する。

### 第6章 解 散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第18条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会で協議のうえ別に定める。

### 第7章 事務局

(事務局)

第19条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

### 第8章 補 足

(一部権利の委任)

第20条 会長は、復代理人をおき、実行委員会が受ける負担金の申請及び交付にかかる権利の一切を復代理人に委任する。

2 復代理人は、岐阜県副知事又は副会長、常任委員、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(解散後における事務の処理)

第21条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

2 実行委員会の解散後の文書等については、岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局へ引き継ぎ、以後、岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局において、岐阜県公文書規程により管理する。

(その他の委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 委員会設立の当初の会計等は、第15条の規定に関わらず、実行委員会設立の日から始まるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年7月14日から施行する。

別表（第4条第3項関係）

副会長 (9名)	岐阜県議会議長
	公益財団法人岐阜県スポーツ協会会長
	一般社団法人岐阜県レクリエーション協会会長
	公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長
	一般財団法人岐阜県老人クラブ連合会会長
	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長
	岐阜県市長会会長
	岐阜県町村会会長
	岐阜県副知事
常任委員 (26名)	岐阜県議会副議長
	岐阜県議会企画経済委員会委員長
	岐阜県議会厚生環境委員会委員長
	岐阜県議会スポーツ振興議員連盟会長
	岐阜県市議会議長会会長
	岐阜県町村議会議長会会長
	基本構想策定委員会委員長
	岐阜県スポーツ推進審議会会長
	岐阜県スポーツ推進委員連絡協議会会長
	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会会長
	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会会長
	岐阜県芸術文化会議会長
	一般社団法人岐阜県経営者協会会長
	一般社団法人岐阜県経済同友会筆頭代表幹事
	岐阜県商工会議所連合会会長
	岐阜県商工会連合会会長
	岐阜県中小企業団体中央会会長
	一般社団法人岐阜県観光連盟会長
	岐阜県農業協同組合中央会代表理事会長
	公益社団法人岐阜県バス協会会長
一般社団法人岐阜県医師会会長	
岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	
一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会会長	

常任委員 (26名)	岐阜市長
	岐阜県副知事
	岐阜県教育委員会教育長
	岐阜県警察本部長

監事 (3名)	岐阜県会計管理者
	岐阜県市長会監事
	岐阜県町村会副会長

## ねんりんピック岐阜2025実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック岐阜2025実行委員会会則第10条第2項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

(委員会の種類等)

第3条 委員会の種類は別表のとおりとし、専門的事項について調査審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員及び役員の任期は、委嘱されたときから専門委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び役員が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、令和6年6月14日から施行する。

#### 別表（第3条関係）専門委員会の種類及び調査審議事項

種類	調査審議事項
式典音楽 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合開会式・閉会式に係る式典音楽に関すること。</li> <li>2 式典音楽隊の編成に関すること。</li> <li>3 練習計画に関すること。</li> <li>4 その他式典音楽に関すること。</li> </ol>

## ねんりんピック岐阜2025実行委員会事務局規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック岐阜2025実行委員会会則第19条第2項の規定に基づき、事務局の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局内に置く。

(事務局の分掌事務)

第3条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 実行委員会の連絡調整に関すること
- (2) 事業計画及び予算の作成に関すること
- (3) 事業報告及び決算の作成に関すること
- (4) 実行委員会の会計に関すること
- (5) その他ねんりんピック岐阜2025の運営に必要な事務手続に関すること

(事務局の職員)

第4条 事務局の職員は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務局長 岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局長
- (2) 事務局次長 岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局次長(総務・企画担当)、ねんりんピック推進事務局次長(式典・事業担当)及びねんりんピック推進事務局次長(交流大会担当)兼レクリエーション・健康づくり推進監
- (3) 事務局員 岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局各職員(前二号の職員を除き兼務職員を含む)
- (4) 出納員 岐阜県観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局次長(総務・企画担当)

(職務)

第5条 事務局長は、事務局の分掌事務のうち出納員に属する事務以外の事務を処理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受けて、事務に従事する。
- 4 出納員は、実行委員会に属する現金その他の財産を管理する。

## 第3章 文 書

(文書管理)

第6条 文書等には、收受又は起案の順序に従い、「ね実」の記号及び会計年度による一連の番号を付する。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

2 事務局長は、文書整理簿を作成し、実行委員会に属する文書等を整理する。

3 その他文書等の管理については、岐阜県の例による。

(公印)

第7条 公印の種類等は、別表1のとおりとする。

2 前項の公印は、出納員が管理する。

3 その他の公印の取扱いについては、岐阜県公印規程(昭和39年岐阜県訓令甲第10号)等による。

## 第4章 予 算

(事業計画)

第8条 事務局長は、事業計画案を作成し、会長に提出する。

(予算)

第9条 事務局長は、前条の事業計画案に基づき、予算案を作成し、会長に提出する。

2 予算には、ねんりんピック岐阜2025の運営に関する全ての収支を計上する。

3 予算は、事業又は目的に従い、必要な区分を設けて整理する。

(予算の流用)

第10条 事務局長は、予算区分間の流用を行った場合は、次の実行委員会の会議において報告しなければならない。

## 第5章 契 約

(契約の方法)

第11条 実行委員会における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札又は指名競争入札による。ただし、競争入札に付することが不利又は困難である場合は、随意契約その他の方法によることができる。

2 指名業者の選定理由は、入札執行の伺書に明記する。

3 随意契約の方法による理由及び見積書を徴する業者の選定理由は、契約執行の伺書に明記する。

(契約書の作成)

第12条 契約の締結にあたっては、契約の目的、金

額、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽微な契約をする場合、その他契約書の作成が困難な場合は、契約書の作成を省略することができる。

(契約手続)

第13条 随意契約及び契約書作成省略の基準、入札その他の事務手続は、岐阜県の例による。

## 第6章 会 計

(予算の執行)

第14条 事務局長は、歳入歳出予算の執行にあたり、収支に係る決裁書を請求書等収支の原因となる書類を添えて出納員に提出し、現金の収納又は支払を依頼する。

2 出納員は、前項の依頼を受けたときは、当該依頼が予算に違反しないこと等を確認のうえ、収納又は支払の手続を行う。

3 支払にあたっては、口座振替の場合を除き、必ず領収書を徴しなければならない。

4 収支に係る証拠書類の金額及び数量は、訂正することができない。

(支払事務の委任)

第15条 事務局外における現金支払については、出納員は、事務局員に必要な資金を交付して支払わせることができる。

2 前項の取扱いを行う範囲及び手続については、岐阜県における資金前渡の例による。

(会計帳簿)

第16条 会計帳簿は、収支の別に整理し、予算の執行状況に応じて正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(決算)

第17条 実行委員会を解散する場合において、事務局は解散を協議する会議の前までに事業報告書及び決算見込資料を会長に提出する。

2 出納員は、実行委員会の出納が終了したときは直ちに決算書を作成し、会長に提出する。

(旅費等の支給)

第18条 実行委員会の運営のために行う旅行に係る経費については、実行委員会において負担する。

2 岐阜県職員である委員、監事及び事務局職員の旅費及び支給方法については、岐阜県職員の例による。

3 その他の委員及び実行委員会の要請により旅行した者に対する旅費及び支給方法については、岐阜県の例による。

(現金の管理)

第19条 実行委員会に属する現金は、確実な金融機関

に預け入れる。

2 出納員は現金出納簿を備え、現金の出納状況を記録しなければならない。

(岐阜県会計規則等の準用)

第20条 その他実行委員会の会計事務の処理については、岐阜県の例による。

## 第7章 事務の決裁

(事務局長の専決)

第21条 事務局長は、次の事務について専決することができる。ただし、その内容が重要又は異例に属する事項については、ただちに会長に報告しなければならない。

- 一 実行委員会の会計に関すること
- 二 実行委員会の庶務に関すること
- 三 その他大会の開催に必要な事務手続に関すること
- 四 その他緊急を要する事項で、会長の承認を得るいとまがないときは、事務局長が専決し、速やかに会長に報告しなければならない。

(事務局次長の代決)

第22条 緊急の場合において事務局長が決裁することができない場合は、緊急を要する事務を所管する事務局次長がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について事務局長の指示を受けたもの又は緊急を要するものについては、この限りではない。

3 事務局次長は、自らが代決した事項については、事務局長に報告しなければならない。

(出納員専決事項)

第23条 実行委員会に属する現金及び物品の出納については、出納員が専決する。

## 第8章 補 則

第24条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年8月21日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

この規程は、令和7年4月1日より適用する。

## ねんりんピック岐阜2025

別表1

名称	形状	寸法
ねんりんピック 岐阜2025実 行委員会会長印	正方形（縦書）	36ミリ
ねんりんピック 岐阜2025実 行委員会会長印	正方形（横書）	27ミリ
ねんりんピック岐 阜2025実行委 員会事務局長印	正方形（横書）	24ミリ